

問免陸 第六九三 号

齊藤 博

昭和二十九年 十月二十四日附

第

号申請の無線局

(設置場所)

の開設に対し、電波法第八條の

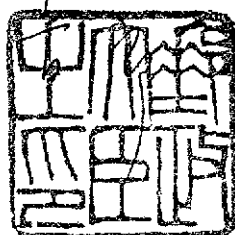
規定により、左の事項を指定して予備免許(承認)を与える。

昭和二十九年十一月一日

郵政大臣

塚田 十一

昭和二十九年十一月三十日



一 工事落成の期限

二 電波の型式、周波数

及び空中線電力

A三

三五〇四ケ

三五一〇ケ

七ケ

七〇五ケ

七〇七、五ケ

三 呼出符号又は呼出名称

JA-1AOW

四 運用許容時間

放送受に支障を与えない場合